

## 喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金の交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 喜多方市（以下「市」という。）は、工場を賃借し市外から市内に移転する企業、工場を賃借し新規に操業を開始する企業、市内で工場を賃借し規模拡大のため移転する企業又は一定の要件を満たすICT事業者等に対して、本市における操業を促進し、もって企業の円滑な操業確保の支援及び企業誘致による市内経済の振興と活性化を図るため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金等を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「市外から市内に移転する企業」とは、市外で操業している企業が新たな工場を初めて市内に設置する企業で、「新規に操業を開始する企業」とは市内で初めて工場を操業する企業で、「規模拡大のため移転する企業」とは市内で工場を賃借し事業を行っている企業が、規模を拡大し移転又は現行工場に加え新たな工場を賃借する企業をいい、かつ日本標準産業分類に掲げる製造業を営む者をいう。

2 この要綱において「一定の要件を満たすICT事業者等」（以下、「ICT事業者等」という。）とは、新技術の発達や生産性向上の取組を通して本市製造業の発展に寄与することが見込まれる次の各号のいずれかに該当する者で、かつ日本標準産業分類に掲げる情報通信業を営む者をいう。

- (1) 市外で操業している事業者で、新たに事業所を初めて市内に設置する事業者
- (2) 市内で初めて事業所を操業する事業者
- (3) 市内で事業所を賃借し事業を行っている事業者で、規模を拡大し移転又は現行事業所に加え新たな事業所を賃借する事業者

3 この要綱において「新技術」とは、IoT、AI、5G、ビッグデータ、ロボット、ドローン等先端技術の実用化や、新たな価値の創造に寄与するサービス等、市内製造業の生産性向上に役立つ新たな技術をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱において補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項に定める企業で、新たに常時勤務する従業員を3名以上雇用し、かつ当該雇用の過半数が市の区域内に住所を有しており、市と立地支援協定を締結した者又は前条第2項に定める事業者で、新たに常時勤務する従業員を1名以上雇用し、かつ当該雇用の過半数が市の区域内に住所を有しており、市と立地支援協定を締結した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
- (1) 市税に未納がある者
  - (2) この要綱における補助事業等を対象として、他の補助金等の助成を受けている者

- (3) その他市長が適当でないと認める者  
(対象経費、補助率、交付上限等)

第4条 補助事業の対象経費、補助率及び交付上限等は、別表1に定めるものとする。  
(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は市長が別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は必要な書類の提出を求めることができる。  
(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件を付した場合において、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更し、補助事業を中止し、又は廃止するため市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。  
(承認を必要としない軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。  
(1) 別表1に規定する補助金の区分ごとの補助対象経費の20%以内の変更  
(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部な変更  
(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。  
(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告書は、喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金実績報告書(第3号様式)によるものとする。  
2 前項の規定による報告は、規則第13条第2項に規定する日又は補助事業の完了する日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。  
(補助金の支払)

第10条 補助金の支払は、交付すべき補助金の額の確定があった後に行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払の手続きにより補助金を支払うことができるものとする。  
2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金(概算払)請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。  
(財産の処分の制限期間)

第11条 規則第18条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令

(喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金の交付に関する要綱)

(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間とする。

(会計帳簿等の整理等)

第 12 条 補助事業者は、補助金の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、補助金交付年度の翌年度 3 月に、喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金状況報告書 (第 5 号様式) により、企業の状況等について市長に提出するものとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

補助金区分	補助対象経費	補助率等	限度額	期間等
工場等改修・設備補助金	(製造業) 工場等の改修及び設備設置等に必要経費額 (修繕費、工事請負費等)	1/2 以内	1,500 千円	1 回
	(ICT 事業者等) 事業所の改修及び設備設置等に必要経費額 (修繕費、工事請負費等)	1/2 以内	500 千円	1 回
工場等賃借補助金	(製造業) 工場等を賃借するのに必要経費額 (賃借料)	1/2 以内	月額 100 千円	1 ヶ年
	(ICT 事業者等) 事業所を賃借するのに必要経費額 (賃借料)	1/2 以内	月額 25 千円	1 ヶ年